2　申込書を郵送する方法による申込みの場合
⑴　受験申込書の交付　受験申込書は、高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所で交付する。なお、郵便により受験申込書を請求する場合には、封筒の表に「受験案内請求（一般職試験（高卒者））」と朱書し、宛先及び郵便番号を明記して120円切手を貼付した返信用封筒（角形２号）を同封する。
⑵　受験申込先　第１次試験の受験を希望する試験地にある地方裁判所
⑶　受験申込方法　受験希望者は、受験申込書に所要事項を記入し、受験申込先に簡易書留郵便で提出する。
なお、封筒の表に「一般職試験（裁判所事務官）受験」と朱書する。
⑷　申込受付期間　平成29年７月11日（火）から同月14日（金）まで
なお、平成29年７月14日（金）までの消印のあるものに限り、受け付ける。
3　受験票の交付　受験の申込みを受理した場合は受験票を交付する。受験票には、本人の写真１枚を貼り、第１次試験の際に必ず持参すること。写真を忘れた場合や写真の写りが不鮮明で受験用として適当でない場合には、受験を認めない。
4　受験申込後の試験地等の変更の禁止　受験申込後は、申込みをした試験の種類、希望する勤務地を管轄する高等裁判所及び試験地の変更は認めない。
第８　その他
1　受験申込手続その他受験についての問い合わせは、受験申込先に行うこと。ただし、裁判所職員採用試験のインターネット申込受付サイトを利用する方法による申込みに関する問い合わせは、最高裁判所事務総局人事局総務課職員採用試験係（03―3264―5758）に行うこと。
2　受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、受験申込時にあらかじめその旨を申し出ること。
3　試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照のこと。

公　告

諸　事　項

土地家屋調査士懲戒処分公告

下記の者については、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第42条第１号の規定に基づき、平成29年５月８日に戒告の処分を行ったので、同法第46条の規定に基づき、公告する。
平成29年５月17日
東京法務局長　佐藤　主税
記
氏名　小川　智也
所属する土地家屋調査士会　東京土地家屋調査士会
登録番号　東京第7793号
事務所の所在地　東京都大田区中央二丁目６番７号―301号
違反行為　本人確認義務違反等

特定保険募集人の所在の確知等に係る公告

保険業法（平成７年法律第105号）第307条第２項の規定により、次のとおり公告する。
１．下記の業者については、特定保険募集人の所在を確知できないため、当該業者は平成29年６月15日までに東北財務局理財部金融監督第１課あて申し出をされたい。
２．前号の期間内に申出がないときは、登録を取り消すことがある。
［掲載順序］
①登録番号②代理店名③代表者の氏名④事務所所在地
①20804001968②株式会社梅本工務店③梅本健④宮城県仙台市泉区松森字斎兵衛17―１―101
①020003000306②栗原　光利③栗原　光利④栃木県小山市駅東通り２丁目29番12号
平成29年５月17日
東北財務局長　中田　悟

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成29年５月17日
中部地方整備局長　塚原　浩一
1　処分をした年月日　平成29年４月25日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　大豊トラスト株式会社　黒田　秀夫　愛知県名古屋市中川区中京南通二丁目８番地　国土交通大臣許可（般―24）第22139号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業、電気工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成29年３月22日付けで建設業法第12条の規定により一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成29年５月17日
中部地方整備局長　塚原　浩一
1　処分をした年月日　平成29年４月25日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　クリーンサービス株式会社　久保田真矢　静岡県沼津市西間門字神明169番地の１　国土交通大臣許可（般―28）第15358号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成29年３月29日付けで建設業法第12条の規定により一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成29年５月17日
中部地方整備局長　塚原　浩一
1　処分をした年月日　平成29年４月25日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　有限会社中部渥美組　舟戸仁和子　静岡県浜松市東区貴平町280番地　国土交通大臣許可（般―28）第21906号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（とび・土工工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成29年３月31日付けで建設業法第12条の規定により全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。
平成２９年（家）第７０２７号
山口県山口市小郡下郷905番地５
申立人　渡邉　昭子
本籍山口県防府市華浦２丁目13番、最後の住所山口県防府市華浦２丁目13番41号、死亡の場所山口県防府市、死亡年月日平成28年８月16日、出生の場所愛媛県八幡浜市、出生年月日昭和12年１月21日、職業不詳
被相続人　亡　徳永　和子
山口県山口市駅通り２丁目３番23号山口法税務ビル２階
相続財産管理人　弁護士　中嶋　善英
山口家庭裁判所
平成２９年（家）第５０１４号
大分市大字森975番地の20
申立人　木田　定子
本籍山口県周南市橋本町１丁目18番地、最後の住所山口県周南市橋本町１丁目18番地、死亡の場所山口県周南市、死亡年月日平成23年10月３日、出生の場所山口県熊毛郡浅江村、出生年月日昭和13年２月19日、職業不明
被相続人　亡　冨田アヤコ
山口県周南市みなみ銀座１丁目15番地和光ビル３階
相続財産管理人　椎木　謙太
山口家庭裁判所周南支部
平成２９年（家）第７１１９号
福岡市南区弥永団地15番106号
申立人　永田　和彦
本籍宮崎県宮崎市下原町272番地、最後の住所福岡県春日市白水ヶ丘２丁目134番地はるのかぜ212号、死亡の場所福岡県福岡市南区、死亡年月日平成28年６月26日、出生の場所東京市足立区、出生年月日昭和９年８月６日、職業無職
被相続人　亡　原田　弘之
事務所福岡市南区弥永団地15番106号
相続財産管理人　司法書士　永田　和彦
福岡家庭裁判所